

環水企第93号  
平成13年5月31日  
改正 環水企第118号  
平成14年7月22日  
改正 環水企発第050629003号  
環水土発第050629003号  
平成17年6月29日

都道府県知事  
政令指定都市市長  
中核市市長

} 殿

環境省環境管理局水環境部長

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の  
常時監視に係る法定受託事務の処理基準について

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号。以下「地方分権一括法」という。）が平成12年4月1日より施行された。同法の施行により、都道府県及び市町村の事務は自治事務及び法定受託事務の2種類の事務として行われることとなる。このうち法定受託事務は、本来国が果たすべき責務に係るものであるため、地方分権一括法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正地方自治法」という。）第245条の9第1項及び第3項に基づき都道府県又は市町村が処理する事務の基準（以下「処理基準」という。）を国が定めることができるとされている。

このため、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）中の法定受託事務である常時監視（法第26条）のうち、水質（水底の底質を含む。）の常時監視に関して、下記のとおり処理基準が定められたので、通知する。当該事務を行うに当たっては、下記事項に基づき適切に実施されたい。

なお、これまでに発出された通知は、処理基準として明示的に引用されない限り、改正地方自治法第245条の4第1項に基づく「技術的な助言」として取り扱うこととしているので、引き続き活用されたい。

記

## 1. 常時監視の調査測定方法

公共用水域の水質の常時監視については、「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環水管第30号環境庁水質保全局長通知)に準じて行うこととする。この場合、水域を代表する地点での調査測定が望ましいが、発生源及び排出水の汚濁状態、水域の利水状況等を考慮して、個別水域ごとに効果的な監視体制の整備を図ることとする。

地下水質の常時監視については、「水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(平成元年9月14日付け環水管第189号環境庁水質保全局長通知)の別紙「地下水質調査方法」に準じて行うこととする。

公共用水域の水質及び地下水質に係るダイオキシン類の測定は、日本工業規格 K 0312 に定める方法によることとし、調査測定を行う地点の具体的な選定方法等については、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知)を参考にして、水環境中のダイオキシン類監視の適切な実施を図ることとする。

公共用水域の水底(海域にあっては平均潮位時に、その他の水域にあっては平水位時において、水底であるものに限る。)の底質の常時監視については、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課)によって行うほか、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく底質環境基準の施行について」(平成14年7月22日付け環水企第117号、環水管第170号環境省環境管理局水環境部長通知。以下「施行通知」という。)の記の第3の2「測定方法について」のイ及びウを参考にされたい。また、調査測定を行う地点の具体的な選定方法については、施行通知の記の第3の3「測定地点の選定について」を参考にされたい。

## 2. 調査測定結果の評価方法

水質環境基準の達成状況は、測定地点ごとに年間平均値により評価することとする。

底質環境基準の達成状況は、施行通知の記の第3の4「評価について」に示したように、測定結果ごとに、また、測定地点ごとに評価することとする。

## 3. 結果の報告

結果の報告については、「ダイオキシン類対策特別措置法第26条第2項に基づく常時監視結果(水質及び水底の底質)の報告について(通知)」(平成12年3月27日付け環水企第150号、環水規第58号環境庁水質保全局長通知)及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果(水質及び水底の底質)の報告要領等について(通知)」(平成12年3月27日付け環水企第150-2号、環水規第58-2号環境庁水質保全局水質規制課長及び企画課地下水・地盤環境室長連名通知)によるものとする。

環境基準値を超過する値が検出された場合は、公共用水域の水質及び底質にあっては環境省環境管理局水環境部企画課、地下水にあっては同部土壤環境課地下水・地盤環境

室に、速やかに次の(1)の事項を報告した後、(2)の事項を適宜報告されたい。

- (1) 測定値及び試料採取年月日  
測定地点名（公共用水域にあってはこれに加えて水域名）  
測定地点周辺における利水及び土地利用等の状況（地図又は概略図を添付する。）
- (2) その後の測定値及び原因究明のための調査結果  
講じた施策、行政指導等の概要及びその結果

#### 4．その他

ダイオキシン類に係る測定は、極微量の定量を行うことから、試料採取から分析に至るまでの全測定過程の管理に努め、測定結果について十分な精度が確保されるよう留意することとする。具体的には、

- (1) 標準作業手順
- (2) 分析方法の妥当性、器具、装置の性能の評価と維持管理
- (3) 測定の信頼性の評価

によって行う。

標準作業手順：試薬等の管理及び試料採取から結果の報告等に至る作業のうち、当該機関が実施する作業についての具体的な操作手順（Standard Operation Procedure：SOP）

なお、これらを担保するために、環境省などが実施している外部の精度管理調査への参加や外部監査制度の導入等の外部精度管理を実施することが望ましい。

環境基準値を超える測定値が得られた場合又は測定値が大きく変動した場合には、分析機関は分析方法のチェック等測定値の検討を速やかに行う。また、このような場合において地方公共団体の環境部局が当該測定値を速やかに把握できる体制を整備する。その他の場合の測定値についても、可能な限り速やかに把握できる体制を整備することが望ましい。